

大正九年勅令第二百十九號臺灣總
督府蕃務警視特別任用ノ件中改正
ノ件

右謹テ上奏シ恭シク
聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セ
ラレムコトヲ請フ

大正十年七月十六日

内閣總理大臣原 敬



勅令第

號

大正九年勅令第二百十九號中左ノ通改

正ス

臺灣總督府蕃務警視ヲ臺灣總督府警視

ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

帝國ト洪牙利國トノ間ニ設置スル混
合仲裁裁判所ニ關スル件

右謹テ上奏シ恭シク
聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セ
ラレムコトヲ請フ

大正十年七月廿三日

内閣總理大臣原敬

